

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名：塗装改良工事（2025-湾岸）		
問合せ日： 2026 年 2 月 17 日 回答日： 2026 年 2 月 20 日		
記載箇所	質問	回答
1. 特記仕様書P.5 5-2-1	<p>1. 本設計の塗装仕様は素地調整の種別が「1種ケレン（ブラスト工法）」が指定されています。ブラスト施工においては、研削材の飛散防止を目的とした高い気密性の確保、研削材の自重による荷重増加への対応、および集塵設備に伴う風荷重の影響など、極めて堅牢な構造の吊足場（パネル式足場等）が不可欠となります。</p> <p>しかしながら、現状の積算基準（パイプ吊足場）では、これら「1種ケレン特有の施工条件」を十分に反映した場合、実勢価格との乖離が著しく、適切な安全管理および環境対策を講じるための実行予算の確保が極めて困難な状況にあります。</p> <p>また、令和5年に国交省道路局から『令和5年度から現場実装する技術』として橋梁工事における新技術の足場の活用促進の中で（以下抜粋）「令和5年度より、直轄国道の橋梁工事において、工事契約後に、受注者が現場状況を踏まえたうえで、従来型のパイプ足場にシステム足場等の新技術を加えて、コストのみでなく施工性、工期、安全対策の確実性などを総合的に比較検討したうえで足場工法を選定することを原則化する。」と道路技術懇談会の中で報告されています。これらに伴い、本工事においても協議のうえ、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教授願います。</p>	<p>1. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)P.4 5-2-1】に記載の通り、監督員が認めたものについては、設計変更します。</p>